

グループホームきらら 利用料金表

令和5年4月1日より
(円)

認知症対応型 共同生活介護	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護度 5
基本料金	748	752	787	811	827	844
初期加算	30	30	30	30	30	30
居室費きらら 1	820	820	820	820	820	820
居室費きらら 2	720	720	720	720	720	720
食 費	1100	1100	1100	1100	1100	1100
水光熱費	400	400	400	400	400	400
計 きらら 1	3,098	3,102	3,137	3,161	3,177	3,194
計 きらら 2	2,998	3,002	3,037	3,061	3,077	3,094

※事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合証の額とする。

・光熱水費 [水道代・電気代]

*ひと月の目安金額（月：30日計算）

認知症対応型 共同生活介護	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護度 5
利用料金 きらら 1	92,940	93,060	94,110	94,830	95,310	95,820
利用料金 きらら 2	89,940	90,060	91,110	91,830	92,310	92,820

【 加算関係 】

□初期加算 30 円/日

・入居した日から 30 日間

□サービス提供体制加算（Ⅰ） 22 円/日

・介護職員のうち介護福祉の割合が 70%以上の場合

□生活機能向上連携加算 200 円/月

・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行う

□栄養スクリーニング加算 5 円／回 (6 ヶ月に 1 回を限度とする)

- ・ 利用中 6 ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報（医師・管理栄養士等への相談提言を含む）を共有した場合

□介護職員処遇改善加算

- ・ 介護サービス費 1 割＋サービス提供体制加算）×11.1%
利用者様の状態や職員体制等により、加算内容が変更する場合があります。

□介護職員等ベースアップ等支援加算

- ①処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを習得している事業所
（現行の処遇改善加算の対象サービス事業）
- ②賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の 2 / 3 は介護職員のベースアップ等に用いる。
（基本報酬に処遇改善及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に加算率 2.3%を乗じて算出）

□科学的介護推進体制加算

- ①利用者ごとに ADL 値、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
認知症対応型共同生活介護 (月 / 4 0 単位)

※加算内容が変更する際は、その都度お知らせいたします。

【お問い合わせ窓口】 TEL：0994-58-5859

担当者：山下・萩原